

## 令和5年度 熊本県立学校 学校技師勤務条件

1 職 名  
学校技師

## 2 職務内容

- ・ 事務補助としての文書取扱業務
- ・ 郵便物の発送、受領
- ・ 校舎内外の清掃
- ・ 外来者及び電話受付業務
- ・ 来校者への接遇
- ・ 各種証明書発行業務
- ・ その他学校運営上学校長が必要と認める業務

## 3 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日  
ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤務地：熊本県立八代東高等学校
- (4) 勤務日数：月20日以内で校長が定める。  
※学校閉庁日は勤務を割り振らない日とする。
- (5) 勤務時間：午前8時20分から午後4時5分まで（週5日）  
※定められた勤務時間外に勤務を命じることはありません。
- (6) 休憩時間：午後12時45分から午後1時30分まで
- (7) 報酬等：①報酬日額 6,150円  
②通勤費用 実費相当額を支給  
③期末手当 令和4年6月期：最大1.275月、12月期：最大1.275月  
※1 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。  
※2 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。
- (8) 社会保険：社会保険の加入 あり  
  
雇用保険の加入 あり
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(11) 地方公務員法の適用

: 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止

※詳細は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱による。